

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

平成28年 4月 1日制定（富士急行）

令和 7年 3月13日改定

令和 8年 4月 1日一部改定

令和 8年 7月16日一部改定

目 次

第1章 総則

第1条～第3条	1
---------	---

第4条	2
-----	---

第2章 新型インフルエンザ対策の実施体制

第5条～第9条	2
---------	---

第10条～第15条	3
-----------	---

第3章 新型インフルエンザ等対策実施に関する事項

第16条	3
------	---

第4章 その他

第17条～第18条	4
-----------	---

別表1（第17条） 鉄道部対策本部の構成	5
----------------------	---

第1章 総則

(計画の目的)

第1条 この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号、以下「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、富士山麓電気鉄道株式会社線（以下「富士急行線」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 富士急行線では、新型インフルエンザ等の発生時において、特措法その他法令、山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画（令和7年5月8日全面改定、以下、「山梨県行動計画」という。）、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画（令和7年3月27日改定）及び本計画に基づき、県民生活及び県民経済並びに利用者に及ぼす影響が最少となるよう、利用者の理解、協力を得つつ、他の関係機関と連携し、富士急行線運行他業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする

(計画の運用)

第3条 従来の新型インフルエンザや新型コロナウイルス等については、社員の最大欠勤率40%程度を想定する。また、新たな呼吸器感染症等については、国、地方公共団体等が提供する正確な情報を適宜入手し、発生したウイルス等の特性を踏まえ、本計画を的確に運用するものとする。具体的には、病原体の毒性や感染経路、感染防止方法、感染者数の推移等について情報収集を行い適切に対応していく。

(用語の定義)

第4条 この計画において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 新型インフルエンザ等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号 以下、「感染症法」という。）第6条第7項に想定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速な蔓延のおそれのあるものに限る。）をいう。

(2) 新型インフルエンザ等対策

特措法第22条第1項の規定により同条に規定する山梨県対策本部（以下「山梨県対策本部」という。）が設置された時から、第25条の規定により当該山梨県対策本部が廃止されるまでの間において、県民並びに利用者の生命及び健康を

保護し、県民生活及び県民経済並びに利用者の利便に及ぼす影響が最少となるようにするため、富士急行線が特措法及び感染症法他その他の法律の規定により実施する措置をいう。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(対策本部の設置)

第5条 担当鉄道部長(役員 鉄道担当の安全統括管理者 以下、「鉄道部長」という。)は、山梨県知事を本部長とする対策本部が設置され、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する富士急行線の対応を協議するため、富士急行線新型インフルエンザ等対策本部(以下、「鉄道部対策本部」をいう。)を設置する。

2 鉄道部長は、前項の規定に関わらず、必要があると認める場合は、鉄道部対策本部を設置する指示をすることができる。

(鉄道部対策本部長)

第6条 鉄道部対策本部長は、鉄道部長とする。

(鉄道部対策本部の構成)

第7条 鉄道部対策本部の構成は、別表1のとおりとする。

(対策本部の事務担当)

第8条 鉄道部の事務担当は、鉄道担当の次長、課長以下の担当者及び総務部長、課長以下の担当者、及び現業責任者とする。

(鉄道部対策本部長等の任務)

第9条 鉄道部対策本部長及び事務担当者の任務は次のとおりとする。

- (1) 鉄道部対策本部長は、鉄道部対策本部における指示等を総括する。
- (2) 副本部長を設けた場合、副本部長は鉄道部対策本部長を補佐する。
- (3) 次長(次長職非配置の場合は課長)は、鉄道部対策本部の運営を総括する。
- (4) 鉄道部対策本部を構成する各担当者は、鉄道部対策本部における決定事項を各現業長への指示する等実施し、その他状況、結果等を鉄道部対策本部長に報告するとともに、富士急行本社、山梨県対策本部、国土交通省関係機関並びに連絡運輸会社及び他の関係機関との連絡、連携等の業務を行う。

(情報収集及び共有体制)

第10条 鉄道部は、平素から国内外の新型インフルエンザ等に変異するおそれがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体、世界保健機関等から情報入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に社員等に周知する体制を確保する。

(鉄道部対策本部の解散)

第11条 鉄道部対策本部長は、山梨県対策本部が廃止された場合には、鉄道部対策本部を解散する。

2 鉄道部対策本部長は、第5条第2項の規定に基づき鉄道部対策本部を設置した場合であって、不要であると判断したときは、鉄道部対策本部を解散する。

(関係機関との連携)

第12条 鉄道部は、平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下、「新型インフルエンザ等対策業務」という。）を実施するうえで必要となる関係事業者等と発生時における連携等について情報伝達及び協議を行う。

第3章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項

(運輸業務対策等)

第13条 鉄道部は、第3条の規定を踏まえ、新型インフルエンザ等に対する事業実施対策として、感染状況に応じた運行計画によって旅客輸送を適切に実施する。

2 鉄道部は、連絡運輸を行う他社及びバス会社等のグループ内各社と連携し、旅客輸送を適切に実施する。

3 鉄道部は、運行体制の変更等に関し、国土交通省による情報、指示に基づき適切に実施する。

(社員運用計画)

第14条 鉄道部は、前条第1項の運行計画に基づき社員等の運用調整を行うことにより、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

(感染対策の検討及び実施)

第15条 鉄道部は、旅客に対して新型インフルエンザ等の症状のある者が乗車しないこと、マスクの着用、咳エチケットの徹底、時差出勤、自家用車、自転車等の活用及び不要不急の外出の抑制の呼びかけに努めるものとする。

- 2 上記の旅客に対する感染症防止対策は、社員に対しても同様に行う。
- 3 社員へは、欠勤可能性や感染状況についても確認を行う。

(物資及び資材の備蓄等)

第16条 感染対策及び新型インフルエンザ等対策業務に必要なマスクやアルコール消毒液等の物資及び資材は、鉄道部担当者が現業責任者との情報交換等による検討を行い、計画的な備蓄他、適切に準備、配布及び使用指示を行うものとする。

第4章 その他

(教育及び訓練の実施)

- 第17条 鉄道部は、平素から、社員が正しい知識を習得するよう周知に努め、的確なインフルエンザ等対策業務の実施が可能な体制であるように訓練の実施に努めるとともに、国または県が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練に参加するよう努めるものとする。
- 2 新型インフルエンザ等対策を、その他の異常対策訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策訓練と、その他の訓練とを統合、連携させて行う等の配慮を行い実施する。

(計画の見直し)

第18条 鉄道部は、適時この計画の内容について検討を行い、必要があると認める場合は変更を行うものとし、軽微な変更である場合を除き、県知事及び関係する機関に通知するとともに、その要旨を公表するものとする。

この計画は平成28年4月1日から実施する。

- 2 この計画は、鉄道分社化に伴う、富士急行からの移管に伴い、令和7年3月13日より改訂する。
- 3 この計画は、令和8年4月1日より一部改定する。
- 4 この計画は、令和8年7月16日より一部改定する。

別表1（第7条）

富士山麓電鉄株式会社
鉄道部対策本部の構成

